



### 上山市と空き家バンク協定締結

去る11月8日（火）、上山市は山形県宅地建物取引業協会山形と「上山市空き家バンク実施要綱」（平成28年11月9日施行）に基づき、空き家バンクについて協定を締結致しました。これにより、管内2市2町で空き家等についての相談対応をすることになりました。

相談受付業務については、山形市空き家バンクに準ずるものです。以前空き家バンク協力会員に申込をして頂いた会員の皆様につきましては、今後上山市HPに協力会員一覧として掲載される予定ですので、ご協力の程お願いいたします。なお、協力会員は随時受け付けておりますので、詳細は事務局へ照会下さい。

### ★空き家バンクへ登録下さい！！

空き家バンクがスタートした訳ですが、山形市では登録件数が少なく苦慮しています。「空き家」の売却・賃貸の相談申込がありましたら、是非登録をお願いいたします。なお、登録には所定の用紙が必要です。山形市のHPからダウンロードして使用下さい。

### ◆宅地建物取引業法の一部改正について◆

既存の建物の流通を促進するとともに、宅地又は建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物の構造耐力上主要な部分等の状況の調査を実施する者のあっせんに関する事項の媒介契約書への記載、当該調査の結果の買主等への説明等を義務づけるとともに、宅地建物取引業者を営業保証金等による弁済の対象から除外する等の措置を講ずる。

#### 法案の概要 1. 既存建物取引時の情報提供の充実

→不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引が出来る市場環境を整備

- ①媒介契約締結時／宅建業者がインスペクション業者のあっせんの可否を示し、媒介依頼者の意向に応じてあっせん
- ②重要事項説明時／宅建業者がインスペクション結果を買主に説明
- ③売買契約締結時／基礎、外壁等の現況を売主・買主が相互に確認し、その内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付

### ～報告～

10月

- ・28（金）秋の親睦研修旅行
- ・29（土）無料相談会 : 不動産会館
- ・31（月）10月理事会 : 不動産会館

11月

- ・2（水）村総との情報交換会 : 村山総合支庁
- ・9（水）秋の親善ゴルフコンペ（雪のため中止）
- ・18（金）はあと会勉強会 : 不動産会館

### ～予定～

11月

- ・26（土）無料相談会（岡崎・渡邊）：霞城公民館
- ・30（水）森永卓郎講演会 : Pグランデール

12月

- ・5（月）住宅ローン説明会（庄司） : 大手門パルズ
- ・9（金）宅建士法定講習会 : Pグランデール
- ・12（月）第2回学習会 : 不動産会館
- ・17（土）無料相談会（岡崎・大沼）：不動産会館
- ・19（月）12月理事会 : 山形市中央公民館
- ・19（月）山形市との情報交換会 : 同上

### ◆予告◆新年会のご案内

期 日 平成29年1月13日（金）

午後6時開会

会 場 山形国際ホテル2階「平成」

会 費 3,000円

詳細は改めてご案内申し上げます。たくさんのご参加お待ちしております。

### 編集後記

めっきり寒さを感じる季節となりました。皆様におかれましては、冬タイヤの交換はお済でしょうか？

不肖私も営業職なので、いつ雪が降ってもいいように先日交換して参りました。

今年もあと1ヶ月と少しとなりました。

皆様には、くれぐれも雪による事故などにあわれませぬようお気をつけ下さい。

担当 総務部 渡辺慎弥